

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

資料9

様式第1号(第2条関係)

本頁は、幼保連携型のイメージです 認定こども園認定申請書

平成〇〇年 〇月〇〇日

大阪府知事 様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇法人〇〇〇園

理事長 〇〇 〇〇

該当する種類の  
を塗りつぶす  
こと

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

大阪府認定こども園の 認定の基準に関する 条例第2条第2項各号 に掲げる認定こども園 の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園(第1号) ■ 第1号イに該当するもの <input type="checkbox"/> 第1号ロに該当するもの		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第2号) <input type="checkbox"/> 第2号イに該当するもの <input type="checkbox"/> 第2号ロ(1)に該当するもの <input type="checkbox"/> 第2号ロ(2)に該当するもの				
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(第3号)		<input type="checkbox"/> 認可外施設型認定こども園 (第4号)				
認定を 受けよ うとする施設	名称	〇〇法人〇〇園 △△幼稚園		種別等	種別	幼稚園	
	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番 〇〇号			認可等年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
	名称	〇〇法人〇〇会 △△△△保育園		種別等	認可等定員	〇〇〇人	
	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番 〇〇号			園長名(就任年月日)	〇〇 〇〇(平成〇年〇月〇日)	
定員区分	児童福祉法第39条 第1項に規定する乳 児又は幼児の数	満3歳未 満	60 人	小計	120 人	合計	幼稚園、保育園 の認可定員と一 致するか確認す ること
		満3歳以 上	60 人				
	児童福祉法第39条 第1項に規定する乳 児又は幼児以外の 子どもの数	満3歳未 満	0 人	小計	180 人		
		満3歳以 上	180 人				
保育所における定員の 弾力化の適用予定	なし						
認定こども園の名称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園						
認定こども園の長とな るべき者の氏名	〇〇法人〇〇〇園 理事長 〇〇 〇〇						
事業開始予定年月日	平成〇〇年〇月〇日						

記入欄が不足する場合は、別紙添付も可とします。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

<p>本ページは 幼保連携型 のイメージです</p>	<p>(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)          幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを鑑み、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえて乳幼児の発達の特性を把握し、子ども自らが主体的な活動ができるような教育・保育の充実を図る。特に、本園では、恵まれた地域環境を生かし、自然の中で友達と支えあいながら生活を共にする「優しく、たくましい子ども」の育成を目指す。          ○基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培う。          ○人への愛情や信頼感を得ることにより、自立心や道徳性の芽生え等を培う。</p>		
<p>教育及び 保育の目 標及び主 な内容</p>	<p>(教育及び保育のねらい)          ○健康で安全な生活習慣を身に付ける。          ○友達と親しみ、助け合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。          ○周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわる態度を育てる。</p>		
<p>開園日数、 開園時間 等</p>	<p>(教育及び保育の内容の概要)          ○基本的な生活習慣の形成          発達に応じた生活環境の工夫を図る。          心地よさやできる喜びを味わわせる活動を工夫する。          ○豊かな感性と健やかな体の育成          日常生活の中での出会いや絵本・物語などに親しむ機会の充実を図る。          一人ひとりの子どもが自己発揮できる遊ぶ活動を積極的に取り入れる。          動植物の飼育・栽培活動を推進する。          ○人と関わる力の育成          一人ひとりの子どもが自己発揮できる集団作りを充実する。          集団活動の機会を確保し、協同的な学びを充実させる。</p>		
<p>開園日数、 開園時間 等</p>	<p>年間開園日数</p>	<p>300日 ※休園日数 65日</p>	
<p>開園時間 保育時間</p>	<p>平日</p>	<p>開園時間: (7/20~8/31、12/24~1/9、3/24~4/8は除く)          保育時間(長時間):8時00分~19時00分          保育時間(短時間):9時00分~14時00分</p>	
<p>開園時間 保育時間</p>	<p>土曜日</p>	<p>開園時間:          保育時間(長時間):8時00分~19時00分          保育時間(短時間):9時00分~14時00分</p>	
<p>開園時間 保育時間</p>	<p>日曜日・ 祝日</p>	<p>開園時間:          保育時間(長時間):休園日          保育時間(短時間):休園日</p>	
<p>開園時間 保育時間</p>	<p>その他</p>	<p>開園時間: (7/20~8/31、12/24~1/9、3/24~4/8)          保育時間(長時間):8時00分~19時00分</p>	
<p>開園日数、開園時間等を上記とした理由)</p>	<p>当園は、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を休園日としている。短時間利用児はこれまでの幼稚園の教育時間、長時間利用児はこれまでの保育所の保育時間を適用することとしている。</p>		

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

子育て支援事業	<p>(認定こども園が実施する子育て支援事業の内容)</p> <p>(1) 地域の子どもや保護者が相互に交流を行う場所の開設等による相談、情報提供など必要な援助を行う事業 ⇒ 「親子の集い事業」</p> <p>(2) 地域の家庭の子育てに関する相談 ⇒ 「子育て相談事業」</p> <p>(3) 家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもの一時保育 ⇒ 「一時保育事業」</p> <p>※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、3事業以上を選択の上記入すること。</p>
	<p>(実施する子育て支援事業を上記とした理由)</p> <p>当幼稚園では、地域の子育て家庭を対象に、「親子の集い事業」、「子育て相談事業」に取り組んでおり、今年で〇年目を迎え、地域の未就園児を持つ保護者の子育て不安の解消に努めてきたところである。</p> <p>また、当保育園では、「一時保育」サービスを充実させ、地域の子育て支援に貢献したいと考えている。</p> <p>※3事業以上を選択しない場合は、その理由も必ず記載すること。</p>

#### 添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 職員資格の特例等希望者確認書(別添4)
- (5) 認定こども園の長となるべき者の履歴書(別添5)
- (6) 建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6)
- (7) 食事の提供計画書(別添7)
- (8) 教育及び保育全体計画書(別添8)
- (9) 研修計画書(別添9)
- (10) 情報開示計画書(別添10)
- (11) 選考方法等計画書(別添11)
- (12) 子どもの健康及び安全確保計画書(別添12)
- (13) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添13)
- (14) 設置者の要件確認書(別添14)
- (15) 認定こども園の園則
- (16) 利用料金表(私立認定保育所にあつては、当該私立認定保育所が所在する市町村の長に届出をし、了承済みであるもの)
- (17) 法人の定款又は寄附行為及び登録事項証明書(申請者が法人の場合)
- (18) 住民票の写し(申請者が個人の場合)

添付漏れがないよう、ご注意願います。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添1) 本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の 名 称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
----------------	------------------------------

組 織 計 画 書

(認定こども園の類型) 幼保連携型認定こども園(条例第2条第2項第1号イに該当)
(認定こども園における教育、保育及び子育て支援の連携の考え方)  幼稚園と保育所が隣接する立地条件を生かして、本認定こども園では教育・保育を一体的に提供する一方、従来から保育所で培ってきた子育て支援機能を一層充実するように努める。 具体的には、幼稚園と保育所の4時間のコアタイムは3,4,5歳児をそれぞれ歳児別に合同の学級を構成し、学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。 <u>コアタイム以後は幼稚園の短時間児は降園するが、幼稚園の長時間児と保育所児は、保育所保育指針に基づき保育を実施する。</u> <u>保育所の0～2歳児は、従来どおり保育所保育指針に基づいて保育を行う。</u> 特にコアタイム以後の保育については、家庭的な雰囲気の中で、異年齢交流を積極的に取り入れるように配慮する。 <u>以上のような連携を推進するために、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成する。</u>  ※ 幼稚園型・保育所型・認可外施設型等の単独型施設は、本来機能に付加する機能の充実に関する事項を特に記入すること。
(全職員の配置計画) 認定こども園の長(幼稚園園長が兼任) 幼稚園教職員数 園長〇名、主任〇名 学級担任〇名(年少〇名、年中〇名、年長〇名)、担任外教員〇名  保育所職員数 所長〇名、主任〇名 保育士〇名、調理師〇名、嘱託医〇名 0歳児〇名に担当保育士〇名、1歳児〇名に担当保育士〇名、2歳児〇名に担当保育士〇名 3歳児〇名に担当保育士〇名、4歳児〇名に担当保育士〇名、5歳児〇名に担当保育士〇名  ※具体的に記入すること。
(組織計画に当たって留意した事項) ○幼稚園教諭と保育士の人事交流を行い、相互の理解を深める。 ○幼稚園教諭は保育所、保育士は幼稚園に対する理解を深めるため、研修時間を確保できる体制づくりに努めた。  ※幼保合同活動を実施するような場合の配慮点に留意すること

※組織図及び全職員の名簿を添付すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添2) 本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の名称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
-----------	------------------------------

子育て支援事業計画書

実施予定の3事業ごとに作成すること

事業名	地域の家庭の子育てに関する相談 「子育て相談事業」
事業概要	(内容) 地域で未就園児を抱える保護者の子育て・育児に対する不安解消を図るため、当幼稚園、保育園の職員が個別に相談に応じ、当幼稚園、保育園が有するノウハウ等を活用し、保護者が不安を抱くことなく子育て・育児ができるよう支援する。
	(工夫した点) 【利用者が参加しやすい実施形態や地域の子育て支援に実績のあるボランティア等の活用等】 ○ 継続的に相談に応じ、課題の解決を図るため、相談記録カードを整備 ○ 当園のベテラン教員だけでなく、地域のボランティア活動で実績のある者を招き、相談対応者だけで解決するのではなく、ケース会議を開催して、今後の対応を決定
	(対象) 地域の子育て中の保護者(特に条件はつけない)
	(実施日及び実施時間) 毎週1回午前10時～正午、午後2時～4時で予定 前月25日までに、翌月の予定(実施予定週をHP、園の正面掲示板でお知らせ)
	(従事する職員) 当園のベテラン教員若しくは地域の子育てボランティアが対応 氏名 ○○ ○○(在園 ○○年) 氏名 ○○ ○○(○○サークル 相談担当歴 ○○年)
	(利用する施設) 第1、3、5週は、幼稚園の第2会議室 第2、4週は、保育園の予備室 ※ 行事等で使用する部屋が変わる可能性あり。
	(利用料)

※選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

利用料を徴収する場合は、トラブルが生じないよう事前に明示すること

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添3) 本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の名称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
-----------	------------------------------

職員配置及び学級編制計画書

1 職員の状況

職名	氏名	年齢	資格の種類、取得年月日及び番号	勤務形態
幼稚園園長	〇〇 〇〇	50	幼稚園教諭2種、昭〇年〇〇〇号	常勤(認定こども園の長)
幼稚園主任	〇〇 〇〇	44	幼稚園教諭、保育士資格の双方所持者は両方の資格取得年月日、番号等を記入すること。	常勤(8H/日、5日/週)
幼稚園担任	〇〇 〇〇	38		常勤
"	〇〇 〇〇	35		常勤
"	〇〇 〇〇	33		常勤
"	〇〇 〇〇	26		常勤
"	〇〇 〇〇	25		常勤
"	〇〇 〇〇	25		常勤
幼稚園教諭	〇〇 〇〇	22		常勤(副担任)
"	〇〇 〇〇	20		常勤(養護教育担当)
"	〇〇 〇〇	30		非常勤(子育て支援担当)
保育園園長	〇〇 〇〇	48	保育士資格 昭〇年〇〇〇号	常勤
保育士主任	〇〇 〇〇	45		常勤
保育士	〇〇 〇〇	40		常勤
"	〇〇 〇〇	40		常勤
"	〇〇 〇〇	38		常勤
"	〇〇 〇〇	34		常勤
"	〇〇 〇〇	32		常勤
～ 省 略 ～				
"	〇〇 〇〇	30		常勤
"	〇〇 〇〇	28		常勤
調理師	〇〇 〇〇	33	〇〇〇調理師免許	常勤
"	〇〇 〇〇	34		常勤
"	〇〇 〇〇	28		常勤

※採用予定の職員も記入すること。また、「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1週あたりの勤務日数を記入すること。

※資格を証明する資料を添付すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

2 職員配置 本頁は、幼保連携型のイメージです

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月	<p>【ポイント】                      次項の「3 学級編成」に伴い必要な幼稚園教諭、保育士が配置されていることがわかるような計画とすること。</p> <p>【計算式:】                      必要配置数 = (0歳児 × 1 / 3) + [(1歳児 + 2歳児) × 1 / 6] + (3歳の短時間利用児 × 1 / 25) + (3歳児の長時間利用児 × 1 / 20) + [(4~5歳児の短時間利用児) × 1 / 35] + [(4~5歳児の長時間利用児) × 1 / 30]</p> <p>※ 年齢別、利用時間別(3~5歳児)に子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することになる。</p> <p>※ 短時間利用児と長時間利用児の区分は、共通の利用時間のみを利用を行う子どもを短時間利用児、それ以外の子どもを長時間利用児と取り扱う。</p>						
火							
水							
木							
金							
土							
日							
	<p>(備考)</p> <p>○ 上記表中の幼稚園教諭は、○○幼稚園に勤務している者、保育士は、○○保育園に勤務している者のことであり、幼稚園教諭のうち○名は保育士資格を取得、保育士のうち○名は幼稚園教諭免許を取得している。</p> <p>○当保育園は19時までの預かりとなっているが、保護者のニーズを考慮し、20時まで預かりを実施。(別料金徴収)</p>						

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

3 学級編制 本頁は、幼保連携型のイメージです

(1) 0歳児から2歳児

	学級名 ( 歳児)	学級定員	学級実員	担当保育士名
1	(0歳児)	20	20	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、計7名
2	(1歳児)	20	20	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 計4名
3	(2歳児)	20	20	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 計4名
4				

歳児ごとの受入最大人員を記入すること。(合計数は認可定員内)

学級実員は申請時点での見込人数を記載すること。

(2) 3歳児から5歳児

①学級編制(短時間利用児及び長時間利用児共通)

	学級名 ( 歳児)	学級定員	学級実員	学級担任名	その他職員名
1	りんご(3歳児)	25	25	〇〇〇〇	
2	みかん(3歳児)	25	25	〇〇〇〇	
3	たんぽぽ(4歳児)	35	33	〇〇〇〇	幼稚園児と保育所児を分けて記載すること
4	きく(4歳児)	35	32	〇〇〇〇	
5	そら(5歳児)	35	33	〇〇〇〇	
6	もり(5歳児)	35	32	〇〇〇〇	
	以上、幼稚園児				
7	ぶどう(3歳児長時間)	25	20	〇〇〇〇	
8	すみれ(4歳児長時間)	35	20	〇〇〇〇	
9	やま(5歳児長時間)	35	20	〇〇〇〇	
	以上、保育所児				基礎資料調査のデータと齟齬がないようにすること。
計					

②長時間利用児の保育

	学級名 ( 歳児)	学級定員	学級実員	担当保育士名
1	(3歳児保育所児)	20	20	〇〇〇〇
2	(3歳児幼稚園児)	20	10	〇〇〇〇
3	(4歳児保育所児)	30	30(10)	〇〇〇〇
4	(5歳児保育所児)	30	30(10)	〇〇〇〇
5				
6				
7		長時間利用児が、共通利用時間をどのクラスです		
8		ごしたかがわかるようにすること。		
計				

この事例の場合、3歳児保育所児は既に20名なので、幼稚園児の長時間利用児のために別途保育士配置。4、5歳児は、幼稚園児の長時間利用児がそれぞれ10名加わった編成。  
 幼稚園児の長時間利用児が加わった場合は、学級実員欄に合計人数を記入するとともに、( )書きで、幼稚園児の長時間利用児の人数を記入すること。

※各表とも記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用すること。

※(2)①の表について、幼稚園教諭の免許状を有する者以外の者及び②の表について保育士資格を有する者以外の者が担当する場合は、氏名の後に(取得予定)と記載すること。



各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添4)

認定こども園の 名 称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
----------------	------------------------------

職員資格の特例等希望者確認書(全体)

確認希望者計 ○ 名

確認希望項目	確認を受けることを希望する者の氏名	現在保有している資格
大阪府認定こども園の 認定の基準に関する 条例第6条第3項に規 定する要件  幼保連携型のイメ ージです	○○ ○○  △△ △△     小 計 ○ 名	保育士資格    幼稚園教諭免許
大阪府認定こども園の 認定の基準に関する 条例第6条第4項た だし書に規定する要件  保育所型のイメ ージです	○○ ○○  ※保育士資格を保有していて、左記の特例 の適用を受けようとするもの。	保育士資格
大阪府認定こども園の 認定の基準に関する 条例第6条第5項た だし書に規定する要件  幼稚園型のイメ ージです	▲▲ ▲▲  ※幼稚園教諭免許を保有していて、左記の 特例の適用を受けようとするもの。	幼稚園教諭免許

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の 名 称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
----------------	------------------------------

職員資格の特例等希望者確認書(希望者別)

氏名	〇〇 〇〇		
現在保有している資格	保育士	特例措置を受けよう とする資格	幼稚園教諭
(特例措置を受けようとする資格取得に向けて行っている努力) ※ 大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例第6条第3項、第4項及び第5項共通			
<input type="radio"/> 平成19年度4月から〇△大学の通信教育課程を受講し、1年間をかけて幼稚園教諭2種免許状を取得する予定である。			
<input type="radio"/> 近隣の就学前施設で組織する幼児教育研究会の資格取得学習会に所属し、月に一度程度、学習会に参加している。			
(特例措置を受けるに相当する意欲、適性、能力等) ※大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例第6条第4項及び第5項共通			
<input type="radio"/> 平成15年4月から本園に勤務し現在まで4年間無遅刻無欠勤である。			
<input type="radio"/> 3歳児1年間、4歳児2年間、5歳児1年間 担当し、子ども達からも好かれて、勤務成績もよい。保護者からの保育に対する苦情もない。			
<input type="radio"/> 教室掲示、保護者への連絡等も大変丁寧で工夫を凝らしている。園便りの作成にも積極的に参画している。			
<input type="radio"/> 勤務時間以外の研究会にも、自らの意思で積極的に参加し、資質の向上に努めている。			
<input type="radio"/> 平成17年10月、〇□研究会 (分科会) 「保育園、幼稚園、支援センターの子育て支援」において 「自立をめざす支援と地域の出合いをどうつくるか」をテーマに実践を報告する。			

※職員ごとに作成すること。また、客観的な事実を踏まえた内容とすること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添5) 本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の 名 称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
----------------	------------------------------

認定こども園の長となるべき者の履歴書

氏 名	〇〇 〇〇	年 齢	60歳
住 所	大阪府中央区大手前〇丁目		
現在保有している教育、保育又は子育て支援に係る資格	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格(登録済)		
<p>例1 幼稚園型</p> <p>(履 歴)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和54年3月 ○□大学卒業</li> <li>○ 昭和54年4月 大阪市立△△幼稚園勤務</li> <li>○ 昭和63年4月 同 △□幼稚園勤務</li> <li>○ 平成7年3月 同 △□幼稚園退職</li> <li>○ 平成10年4月 学校法人△△幼稚園園長に就任し、現在に至る。</li> </ul> <p>例1 保育所型</p> <p>(履 歴)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和50年3月 ○□大学卒業</li> <li>○ 昭和50年4月 社会福祉法人□○会 △□保育所勤務</li> <li>○ 昭和60年3月 同退職</li> <li>○ 昭和60年4月 社会福祉法人△□会 ○○保育所勤務</li> <li>○ 平成7年4月 同保育所長就任 現在に至る</li> </ul> <p>(備 考)</p>			

※認定こども園の長に求められる能力を有することを証明する資料を添付すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添6) 本頁は、幼保連携型で、幼稚園と保育所が同一敷地でないケースをイメージしたものです。

認定こども園の 名	称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
--------------	---	------------------------------

建物等及び屋外遊戯場の配置表

建物等の配置	(認定こども園を構成する建物等の距離) 認定こども園△△幼稚園の所在地 ○○市○○町○丁目○○番○○号 認定こども園△△△△保育園の所在地 ○○市○○町○丁目○○番○○号 <u>両施設の距離(道のり) ○○M</u>
	(教育及び保育の適切な提供の確保) 毎朝の朝礼、体操や運動会、遠足も合同で実施する。また、保育所児(0~2歳児)と幼稚園児の異年齢交流を実施する。
	(子どもの移動時の安全確保) 双方の施設は道路を隔てて真向かいにあるので、学級担任、副担任等が安全を確認した上で、幼稚園児、保育所児を移動させる。
屋外遊戯場の配置	(屋外遊戯場での安全確保) 認定こども園△△△保育園の所在地からの距離○○M、子どもで徒歩○分以内の場所にある。○○市の児童公園で、周囲にはフェンスが張り巡らされており、外部から侵入しようとするればフェンスをよじ登らなければならない、人通りの多い道路に面しているため、早期に不審者を発見できる状況である。
	(子どもの移動時の安全確保) 子どもでも徒歩○分以内の場所にあり、自動車の交通量は少なく、歩道付である。徒歩移動の際には、学級担任、副担任が先頭、最後尾につく。雨の日や風の日など天候が悪いときは、スクールバスで移動する。
	(利用時間の日常的な確保) ○○市の児童公園であり、利用にあたっての使用許可は不要であり、自由に利用できる。また、同公園は平日の利用者が見込めず、支障はない。
	(教育及び保育の適切な提供の確保) 上述のとおり、児童公園を自由に利用できることから、教育、保育の実施にあたって支障はない。

※認定こども園を構成する建物等及び屋外遊戯場が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。

※以下の書類を添付すること。

- (1) 地図、敷地の平面図、写真、建物及び設備の平面図及び立面図等、建物等及び屋外遊戯場の配置が分かるもの
- (2) 建物の検査済証又は検査調書の写し(新築、改築を伴う場合のみ。)
- (3) 土地について、屋外遊戯場として使用する権原を証する書面

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添7) 本頁は、幼稚園型のイメージです。

認定こども園の 名 称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
----------------	------------------------------

食事の提供計画書

(自園調理又は外部搬入の別) 外部搬入給食	
以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。	
(外部搬入をする理由) これまでも給食は、□□株式会社からの外部搬入で対応していた。□□株式会社とは〇〇年間委託契約を締結しているが、栄養面や衛生面は勿論、アレルギー対応や子どもの健やかな成長を常に念頭において事業展開されている業者であり、食育の観点からも非常に信頼に足ると考えられる。□□株式会社と協力しあって、食育を当園のPRの一つとしたいと考えている。	
外部搬入をするに当たって必要な要件の確保	(認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制) 契約内容は、別添「給食外部搬入契約書」のとおり。主な事項は次のとおり。 園は次に掲げる業務を自ら実施すること。 (1) 給食の趣旨を踏まえ、受託業者に園における給食の重要性を認識させること。 (2) 園児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示し、献立表が当該基準どおりに作成されているか事前に確認すること。 (3) 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 (4) 毎回、検食を行うこと。 (5) 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。 (6) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 (7) 随時園児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。 (8) 適正な発育や健康の保持増進の観点から、園児及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努力すること。 (9) アレルギーなど食事に配慮が必要な園児に対する適切な食事の提供を行うこと。 (10) 「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正について(平成12年3月22日付け社施第647号)に沿った調理方法・食事の運搬方法及び保管方法の履行状況を確認すること。
	(認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容) 契約内容は、別添「給食外部搬入契約書」のとおり。主な事項は次のとおり。 受託業者は、次に掲げる事項の全てを満たすものであること。 (1) 給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理をおこなうものであること。 (2) 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 (3) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。 (4) 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 (5) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 (6) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。 (7) 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないこと。 (8) アレルギーなど食事に配慮が必要な園児に対する適切な食事の提供を行うこと。 (9) 「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正について(平成12年3月22日付け社施第647号)に沿った調理方法・食事の運搬方法及び保管方法を実施するものであること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

外部搬入をするに当たって必要な要件の確保	<p>(栄養士による必要な配慮)</p> <p>当園においては、△△△△保育園で自園調理をしており、3名の調理師を配属しているが、それぞれ都道府県知事の免許を受けた栄養士として献立の作成などにあたっている。自園調理については、引き続き3人の調理師(栄養士)を配置するとともに、幼稚園の外部搬入業者の栄養士とも連携を図っていくこととしている。また、所轄の保健所とも連絡を密にしている。</p>
	<p>(調理業務を適切に遂行できる受託業者)</p> <p>外部委託先は、これまで幼稚園の給食を委託していた株式会社〇〇〇〇センターにする予定。株式会社〇〇〇〇センターは、給食サービスを関西一円で展開しており、幼稚園だけでなく、福祉施設やNPO、ボランティア団体等へも事業を展開している。これまで、食品衛生関係法令などに違反したことがなく、平成〇〇年には、〇〇賞を受賞されるなど給食サービス業界においては高く評価されている。</p> <p>当幼稚園においても、献立の多様化、保護者や子どもへのエネルギー及び栄養素の量等の情報提供、子どもにもわかるように食品別三色指導の表示など、さまざまな取組みで、園児の健やかな成長の一助となっていると考えられる。</p>
	<p>(子どもの食事の内容、回数及び時機の適切な対応)</p> <p>子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた献立については、①エネルギー及び栄養素の量が偏らないこと、②成長ざかりの子どもに必要な要素を含めること、③子どもの食べたいもの好きなものが増えるように、楽しめるものとする、④アレルギーなど配慮が必要な子どもと一緒に楽しめるものとする、といった観点から、株式会社〇〇〇〇センターより前月中旬頃に提示があり、当園の調理師(栄養士)や職員だけでなく、保護者の意見も取り入れ、決定することとしている。</p> <p>回数については、週6回である。</p> <p>搬入時間は、午前11時15分～30分の間、給食は11時45分からとしている。</p>
	<p>(食育への取組み)</p> <p>すでに、「△△△△っこ たのしい きゅうしょく プラン」を平成〇〇年に策定しているが、認定こども園の申請を機に、バージョンアップする予定。子どもの食事は幼稚園、保育所だけでなく家庭における食事も重要であることから、園での取組みを保護者に伝えるだけでなく、家庭でも手軽に簡単にできる取組みを紹介していく。</p> <p>「△△△△っこ たのしい きゅうしょく プラン エクセレント」は、別添のとおり。</p>
<p>(加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由)</p> <p>株式会社〇〇〇〇センターから、食事の運搬に用いる車両は、清潔なものであって、冷蔵状態等を維持できる設備を備え、交通事情で搬入が遅れる場合においても、食中毒等危害発生の防止ができる運搬を行う設備を備えている。</p> <p>うめさくら幼稚園には、大型の冷蔵庫、大型配膳カート、大型加熱器、調理台、流し、コンロ等を備え付けている。株式会社〇〇〇〇センターから搬入されてから30分以内に提供(調理終了後から喫食までの時間が2時間以内)することとしており、交通事情で搬入が遅れたり、行事で給食の時間が遅れる場合は、大型冷蔵庫で保管することとしている。また、体調不良児のために、再加熱しなければならない場合は加熱器による加熱をおこなっている。</p> <p>当園では、これまで食中毒や給食による事故はなく、給食を提供する前に、当園の職員と株式会社〇〇〇〇センターが、試食するなどして確認している。</p>	

※調理業務受託業者との契約書(案)を添付すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添8)

本頁は、幼保連携型のイメージです	認定こども園の	認定こども園△△幼稚園
	名 称	認定こども園△△△△保育園

教育及び保育全体計画書

1 目標等

教育及び保育の目標	<p>1. 基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培う。</p> <p>ア. 元気で明るい子、自然にも人にも優しい子</p> <p>※上記いずれの表現方法も自由。但し、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえたものであること。</p>
各年齢ごとの目標	<p>(6か月未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、排泄、睡眠など家庭と一貫した生活リズムの中で、一人ひとりが安心して園生活を過ごせるようにする。</li> <li>・ 人と関わる経験等を通して、興味関心が芽生え、感覚の働きが豊かになるようにする。</li> </ul>
	<p>(6か月から1歳3か月未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情緒の安定を図り、外界に対する好奇心や関心を持てるようにして自我の芽生えを促す。</li> <li>・ 離乳を進め幼児食への移行を進めるとともに、身体の感覚・機能を高める。</li> </ul>
	<p>(1歳3か月から2歳未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉を使うことを楽しむようにするとともに、身の回りの事も自分でしようとする気持ちを育む。</li> <li>・ 絵本、玩具などに興味を持って、それらを使った遊びを楽しむ。</li> </ul>
	<p>(2歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育者とのかかわりの中で、身の回りの事を自分でできる喜びを味わえるようにする。</li> <li>・ 友達との遊びの中で言葉のやり取りを楽しむようになる。</li> </ul>
	<p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な生活の仕方が分かり簡単な身の回りの始末をしようとする。</li> <li>・ 生活や遊びを通して友達とのふれあいを楽しむ。</li> </ul>
	<p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</li> <li>・ 遊びとおして集団で活動する楽しさを深めるとともに豊かな感性を育み、表現する楽しさを味わう。</li> </ul>
認定こども園に固有の事情として配慮する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園児の長時間利用児の預り保育を保育所において実施するため、日頃から幼保相互の園児の交流を図るよう努める。</li> <li>○新入園児と進級児がスムーズに園の生活に慣れるよう、教育課程にそれぞれの子どもにあった保育目標を定める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然に恵まれた地理的条件を生かして、保育の中に屋外散歩を日常的に取り入れ、自然に親しむ心を育む。</li> <li>○幼稚園に好意的な地域の方々の協力を得て、保護者も含めた世代間交流を試みる。</li> </ul>
地域の特性を生かした教育及び保育の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然に恵まれた地理的条件を生かして、保育の中に屋外散歩を日常的に取り入れ、自然に親しむ心を育む。</li> <li>○幼稚園に好意的な地域の方々の協力を得て、保護者も含めた世代間交流を試みる。</li> </ul>

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

2 年間行事予定 本頁は、幼保連携型のイメージです

月	行事(名称・内容)	備考(ねらい等)
1年間の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内の畑を活用した飼育栽培活動やファミリーハイキングなど自然に親しむ活動の充実を図る。</li> <li>園内探検、お店屋さんごっこなど体験活動の充実を図る。</li> <li>地域の方々のご協力を得て、昔遊びなど日頃経験できていない活動に親しむ。</li> </ul>	<p>自然に親しみ、豊かな感性を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心と体で感じ取れるような体験活動の重視。</li> <li>互いに助け合い、支えあえるような場面が設定できるように行事を工夫する。</li> </ul>
4月	入園式 保護者会・教育講演会	集団の一員となったことを自覚させると共に、その喜びをみんなで祝う。
5月	いも植え、枝豆植え 保育参観	園の広い畑で、土の感触を体験しながら自然に親しむ。
6月	ファミリーハイキング ジャガ芋堀	親子で野山の自然に親しむ。
7月	七夕 プール遊び 個人面談 お泊まり会	昔話に親しむ。 子どもの成長を具体的に確かめ合う場 自立心を育む。基本的な生活習慣の見直しを図る。
8月	○△盆踊り、夜店	保護者とともに地域の盆踊りに親しむ。
9月	芋ほり 収穫祭カレーパーティ バス遠足	自然の恵みを体感する。  社会的なマナーを身に付ける。
10月	りんご狩り 運動会	運動に親しみ、集団でやりとげる心地よさを味わう。
11月	お遊戯会 中学生一日保育士体験	一生懸命練習した歌や劇を保護者に披露する。 異年齢交流を通じて、人との関わりを楽しむ。
12月	お餅つき、昔のおもちゃで遊ぼう クリスマス会	地域の方々のご協力を得て昔の生活や遊びに親しむ。
1月	郵便屋さんごっこ	みんなでごっこ遊びを楽しむ。
2月	小学校体験入学 豆まき お店屋さんごっこ	体験入学により、小学校入学に希望を持てるようにする。
3月	ひなまつり お別れ会 卒園式	卒園児をみんなで慶びお祝いする。



各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

【ポイント】

各歳児ごとに作成すること。  
 短時間、長時間利用児の活動がわかるようにすること

3 子どもの1日の活動内容 (11月第〇週4歳児の様子)

例 (4歳児)

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	13:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月	登園 自由遊び	学級活動 (自由)	学級活動 (一斉)	学級活動 (一斉)	学級活動 (一斉) 折り紙	短時間児降園		
火	長時間児 8:00~ 9:30 登園後保育 ↓	学級活動 (一斉) 忍者遊び	給食 休憩 お話 コーナー	学級活動 (一斉) 「新聞紙で遊ぼう」	学級活動 (一斉) 「落ち葉の国」	長時間児保育・随時降園 おやつ、異年齢交流		最終降園
水	9:30~ 10:00 自由遊び	学級活動 (一斉) 「公園で落ち葉集めをしよう」 お弁当		学級活動 (一斉) 「ぬり絵」	学級活動 (一斉) 「どんぐりで遊ぼう」			
木	短時間児 9:30~ 10:00 登園 自由遊び	学級活動 (自由)	学級活動 (一斉)	学級活動 (一斉) 給食 休憩 お話 コーナー	学級活動 (一斉) 「どんぐりで遊ぼう」			
金		学級活動 (一斉) 忍者遊び						
土		学級活動 (一斉) 「どんぐりで遊ぼう」			短時間児降園 長時間児保育・随時降園 給食、おやつ、異年齢交流			
日								

4 年、学期、月、週及び日々の指導計画の概要(予定)

- 年間を通して、元気で明るく、自然にも、仲間にも優しい子どもたちの育成をめざす。
- そのため、年間計画には、主な行事とそのねらいを歳児別に位置づけ、1年間を通して児童の成長の過程を明確に示せるようにする。行事の羅列だけにならないように工夫する。
- 1年間の成長の到達目標を定め、それを学期ごと、月ごとに分けて、それぞれの短期目標を決めていくというような明確な目標の関連を図るようにするが、子ども達の成長と照らし合わせて評価する時には、決して杓子定規にならないように配慮する。
- 「年」「学期」「月」「週」それぞれの指導計画は相互に関連し、整合性を保つようにする。
- 年間を通して、子ども達の健康と安全への配慮項目を設定する。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

5 環境の構成

<p>(全体的な留意点)</p> <p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等により、環境を通して行う教育・保育の基本を踏まえ、一人ひとりの主体的な遊びを大切にする。</p> <p>児童の発達状態と課題に即した環境を工夫する。</p> <p>子ども達の健康と安全に十分に留意する。</p>	
各年齢ごとの留意点	<p>(6か月未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭との連携を密にしながら、健康・安全に十分配慮し、個人差に応じて健康な生活リズムを作っていけるような環境(物的・人的)を整える。</li> <li>特定の保育士が関わられるような体制を作る。</li> </ul>
	<p>(6か月から1歳3か月未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常の状態の観察を十分に行い、家庭と連携をとりながら、個人差に応じて保育する。</li> <li>発達が進み行動範囲が広がるので、身の回りのものなどについてはいつも十分な点検を行い、安全を確認した上で探索意欲を満たして自由に遊べるようにする。</li> </ul>
	<p>(1歳3か月から2歳未満児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体や運動機能の発達、嗜好傾向の個人差に配慮し、発育・発達の状態を正しく把握しながら的確に対応する。</li> <li>歩行の発達に伴い行動範囲が広がり、探索行動が活発になり、予測できない行動も多くなるので、環境や活動の状態、子ども相互の関わりなどに十分な注意を払う。</li> </ul>
	<p>(2歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動の範囲が少しずつ広がるこの時期、安全に留意して十分活動できるように配慮し、生活に必要な行動が徐々にできるようになるような援助を心がける。</li> <li>保育士の仲立ちにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにする。</li> </ul>
	<p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団の中で社会性の発達を促すような環境構成を工夫する。</li> <li>心身ともに、めざましい発育・発達を示すときであるが、自我の発達には十分な配慮が必要となる。一人一人の発達に注目しながら、優しく受け止める配慮を心がける。</li> </ul>
	<p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全身のバランスをとる能力が発達するこの時期に、体を思いきり動かし色々な運動に親しめるなどの環境を整える。</li> <li>自我の芽生えとともに、友達をはじめ人の存在をしっかりと意識できるようになるこの頃に、集団生活の中で他人の心や立場を尊重できるような態度を育むような環境の構成を工夫する。</li> </ul>
	<p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な生活習慣の確立とともに、自主性や自律性を育み、集団の中で社会性を育む重要な時期である。仲間と一緒に一つ一つの目標に向かって頑張るような環境の構成を工夫する。</li> <li>子どもの気持ちを温かく受容し、様々な場面で、子どもが安定し、かつ自己を十分に発揮して活動できるように配慮する。</li> </ul>

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

6 日々の教育及び保育の指導

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の時間「□○タイム」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登園後、1時間程度の自由遊びの時間</li> <li>・ 週に2回、運動チャレンジコーナーを設定する。</li> </ul> </li>   <li>○ 学級活動の時間                 歳児別の発達課題等に即した活動を工夫する。</li>   <li>○ 給食</li>   <li>○ 保育の時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登園直後の健康状態等の観察</li> <li>○ 自由に遊びを楽しむ時間ではあるが、子どもたちが遊ぶ場所には、ねらいを明確にした意図的な環境の設定を図る。</li>   <li>○ 自然に親しむ中で、感性を養うように配慮する。</li> <li>○ 手指の巧緻性や運動能力を高めるような遊びを工夫する。</li> <li>○ 集団生活において人との関わり方を学ぶ中で、仲間を大切にすることを育む。</li> <li>○ 集団の中で仲間や職員の励ましを通して、自尊感情を高め、自己有用感を味わえるような配慮を心がける。</li>   <li>○ 望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人ひとりの状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー当への適切な対応に配慮する。</li> <li>○ 楽しく食べる体験や食に関する様々な体験活動を通じて、健全な食生活を実践する力の基礎を培う。</li>   <li>○ 家庭的な雰囲気の中で、異年齢集団であることに考慮して、子どもたちの安全とやすらぎを第一に考えて保育する。</li> </ul>

7 小学校教育との連携

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの育ちと学びの状況に関する確実な引継ぎを行うため、入学前に小学校との引継ぎ会を実施し、入学後も卒園児の小学校での様子を参観する。(3月末、5月末)</li> <li>○ 体験入学を小学校と連携して実施する。(2月)</li> <li>○ 園長等が小学校の入学説明会に立ち会う。</li> <li>○ 年に2回、在園児の入学先に関係なく、近くの小学校の生活科や総合的な学習の時間等における幼小連携活動に参加する。</li> </ul>
--

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
 なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添9)

【ポイント】

研修名、サブタイトル、内容等を記入すること

認定こども園の

認定こども園△△幼稚園

名 称

認定こども園△△△保育園

研 修 計 画 書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月	〇〇〇研修会(園外研修)	教諭2名	
6月	園内研修 「配慮の必要な子どもたちへの指導」	全職員	
7月			
8月			
9月	〇〇〇研修会(園外研修)	教諭2名	
10月	公開保育・研究協議(園内研修)	全職員	
11月	大阪府〇△研究協議会	教諭2名	
12月			
1月	〇〇〇研修会(園外研修)	教諭2名	
2月	公開保育・研究協議(園内研修)	全職員	
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

上記以外にも、可能な範囲で担任外等の職員も含め、互いが補完しあい園外研修に参加できるような体制を整える。

園内研修は、上記のように定期的に全職員が参加できるような体制を工夫する。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添10) 本頁は、幼保連携型のイメージです

認定こども園の 名	称	認定こども園△△幼稚園 認定こども園△△△△保育園
--------------	---	------------------------------

### 情報開示計画書

#### (情報開示の基本的な考え方)

平成18年8月4日付け文部科学省令「施設の設備及び運営に関する基準」第8の3で「認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない」、大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例第19条で「認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日、施設設備、子育て支援等に関する情報を開示しなければならない」、とされており、それらの趣旨に基づき、保護者が園の教育方針、内容等を理解し、納得の上、入園していただけるよう配慮することにより、園と保護者が一体となって子どもの育ちを支えていく体制を築いていく。

#### (情報開示計画(時期、場所、対象者、方法等))

##### 【時期】

認定後、平成24年度入園児募集を開始する平成23年11月1日までに開示する予定

##### 【場所】

当園のホームページ、当園の正面玄関横の掲示板、保護者へのお知らせ、入園案内など

##### 【対象者】

在園児の保護者、入園希望者、子育て支援事業参加者など

##### 【方法】

ホームページなどの電子媒体、園の掲示板、お知らせなど紙媒体

#### (開示する情報(開示必須項目を除く。))

- 教育方針、教育内容、スケジュール(予定)
- 幼稚園と保育所の連携(どのような取組みをしていくのか)
- 卒園児の声、卒園児の保護者の声(本人了解済)
- 幼稚園、保育所の運営状況(財務状況)

※開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

- (1) 利用者へ交付する書面
- (2) 施設に掲示する書面又は備え置く冊子

**各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。**  
**なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)**

(開示必須項目)

- ア 認定こども園の類型
- イ 開園日、休園日、開園時間、保育時間
- ウ 定員及び実員
- エ 施設設備の規模及び構造(園舎及び保育室等の面積、屋外遊戯場の面積、調理室(調理機能を有する設備等)
- オ 職員数(常勤及び非常勤の割合並びに資格の保有状況等を含む。)
- カ 認定こども園を構成する施設の連携体制(施設及び職員)
- キ 食事の提供方法並びに外部搬入を行う場合の委託先及び委託契約内容等
- ク 子どもの健康及び安全の確保に関する事項
- ケ 子育て支援事業の内容
- コ 選択的サービス及び非選択的サービスの内容
- サ 利用者から徴収する利用料の額
- シ 入園する子どもの選考方法及び選考基準
- ス 認定期間、認定更新回数等
- セ 利用者との契約項目(滞納等の契約の解除事由を含む。)
- ソ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項

開示必須項目に漏れがないよう注意願います。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添11)

本頁は、保育所型のイメージです。

認定こども園の 名 称	
----------------	--

### 選考方法等計画書

(選考の基本的考え方)

公正な選考を行うと同時に、施設設備及び人員配置の可能な範囲で、配慮を要する子どもの受け入れについても適切に行う。

(公正な選考のために配慮する点)

**【選考基準】**

申込者数が認可定員内の場合は全員入園決定することとし、申込者数が認可定員を超える場合は抽選するなどして公正な選考を行う。

**【選考方法】**

申込者数が認可定員を超える場合は、特別な配慮が必要な子どもの受け入れに留意すると同時に、厳正な抽選を行い、入園者を決定する。

**【その他】**

従来どおり特別な配慮が必要な子どもの受入れを適切に行うために、市町村との連携を図る。

(特別な配慮が必要な子どもの受入れについて配慮する点)

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもについては、点数化を図るなど優先的な受入の工夫を行う。

(上記各項目について市町村と連携を図る事項)

点数化については、市町村の基準との整合性を保つためにその指導を受ける。

※幼保連携型及び保育所型の認定こども園については、児童福祉法施行規則第24条の2第3項の選考の方法を記載した書類を添付すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添12)

認定こども園の 名 称	
----------------	--

### 子どもの健康及び安全確保計画書

(子どもの健康及び安全確保の考え方)

幼稚園の内科医、歯科医、薬剤師等と連携し、定期健診を実施するとともに、健康を保つ日常行動(手洗い、うがい等)を励行するとともに、家庭においても、早寝、早起き、朝ごはん等、基本的な生活習慣の確立を呼びかけて、家庭と連携して児童の健康を守るように取り組む。

また、安全については、門の施錠や園内の定期的なパトロールを励行するとともに、登降園時には、確実に保護者に子どもを引き渡すまで細心の注意を払うようにする。

(疾病予防)

伝染病等の予防のために、園内の衛生管理(特にトイレ、給食室等)を徹底するとともに、健康な体を保つ日常行動が身に付くように指導し、その励行を図る。

家庭との日常的な連携を行い、子どもの健康状態の把握に努める。

(防災)

法令等の規定に則って、避難訓練を実施する。(火災、地震等)

防火管理者の配置に努める。

教職員による消化訓練等を実施する。

災害時の関係機関への通報、児童の避難誘導などのマニュアルを整備し、通報危機管理の充実を図る。

(防犯)

定時的な門(2ヶ所)の施錠の確認と園内の防犯パトロールを実施する。

貴重品、重要書類等は、鍵のかかるロッカーで保管する。

(その他)

※保険加入証等の写しを添付すること。



各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添13)

認定こども園の名称	
-----------	--

## 運営状況の点検又は評価等計画書

### 1. 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

大阪府教育委員会の学校評価自己診断、大阪府私立幼稚園連盟による自己点検、自己評価チェックリスト、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を参考にして、保護者に対してアンケート調査を年に一度程度実施し、その集計結果を保護者会の役員会等に諮り、意見を求める中で、幼稚園運営の参考とする。

(点検又は評価の実施体制)

アンケート調査の作成及び見直しは、評価検討委員会(園長、主任教諭、教諭1名)で行い、各担任によって、保護者へ記入依頼、回収等を行う。  
集計作業は担任が行い、結果のまとめは主任が行う。  
評価検討委員会に保護者会の代表を加えた評価委員会を組織する。

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

公表の対象は、保護者を原則とする。  
毎年2月のお遊戯会後に調査を実施し、保護者に公表する。

(その他(結果の活用方法等))

また、上記の評価委員会において、集計結果について検討する。  
今後、外部評価については、地域の人たちにも参加を求めるような方向で検討する。

### 2. 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取組)

園長、所長及び主任教諭を窓口とする。

※構成している保育所等については、保育所設置基準等の法令等に則って実施すること。

各頁は書き方の一例であり、頁間の整合性はないので、ご注意願います。  
なお、申請に関する書類は、情報公開の対象となります。(個人情報に関する部分は除く)

(別添14)

本頁は、認可外施設型のみ必要です

認定こども園の名称

〇〇認定こども園

設置者の要件確認書

(設置者の経歴)

昭和〇〇年〇〇月 認可外保育施設〇〇園開設  
平成〇〇年〇〇月 〇〇市の認証保育施設

(社会福祉法第36条第4項各号該当の有無)

いずれにも該当しない。

(認定こども園を経営するために必要な経済的基礎)

財務状況は別添のとおり。  
借入金はない。  
園地、園舎は自己所有であり、負担附でない。  
審査基準を満たす十分な自己資金を保有している。  
所轄庁からの検査で指導を受けたことがない。

(財務内容の健全性)

財務状況は別添のとおり。  
昭和〇〇年から〇〇年以上にわたって認可外保育施設を運営しており、関連法令に違反したことはなく、所轄庁から指導を受けたことがない。  
これまで損失を計上したことがない。

※設置者の財務内容、保有資金、土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書等、設置者の要件を満たしていることを客観的に確認できる書類を添付すること。